鹿児島県公報

平成29年1月20日(金)第3281号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規則

○と畜場法施行細則の一部を改正する規則(※)

5 示

○保安林の指定(2件)

- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
- ○平成28年度地籍調査事業計画の変更
- ○道路の区域の変更
- ○道路の供用の開始(2件)

- (森づくり推進課取扱い) 1
 - (介護福祉課取扱い) 2

(生活衛生課取扱い) 1

- (介護福祉課取扱い) 2
- (介護福祉課取扱い) 3
- (介護福祉課取扱い) 3
- (介護福祉課取扱い) 3
- (農地保全課取扱い) 3
- (道路維持課取扱い) 4
- (道路維持課取扱い) 5
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス事業者の指定

(姶良・伊佐地域振興局取扱い)5

○道路の位置指定(2件)

(姶良・伊佐地域振興局取扱い) 5

(熊毛支庁取扱い) 6

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する公告

(商工政策課取扱い) 6

規則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第1号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和29年鹿児島県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「プリマハム株式会社鹿児島工場串木野と畜場」を「プリマハム株式会社西日本ベストパッカー」に,「南九州畜産興業株式会社末吉と畜場」を「株式会社ナンチク」に,「屋久島町と畜場」及び「熊毛郡屋久島町」を「削除」に改める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

告

鹿児島県告示第45号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として 指定する。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字古仁屋字山仲田原180番4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸 内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第46号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の五698番2、字小勝891番11

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸 内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第47号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

	事	業所	指定居宅サービス事業者				5.1 7. 1	11 18 -	
名	称	所 在 地	名	称	主たる事務所の 所在地	代表 名	皆の氏	廃 止 年 月	サービスの種類
訪問和	手護ステー	鹿屋市串良町下	株式会	社フミン	鹿屋市串良町下	西丸	重晴	平成28年	訪問看護
ション	/以和貴苑	小原3106番地	ケアサ	ービス	小原3106番地			11月30日	

鹿児島県告示第48号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年1月20日

鹿児島県知事	→ F H 30
思 児 皀 凷 ឤ 禺	三反園訓
	/X BY D/I

事	業 所		申請者				
tz #hr		tz #h	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス	
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の性親	
訪問看護ステー	鹿屋市串良町下	株式会社以和貴	鹿屋市串良町下	西丸 昭彦	平成28年	訪問看護	
ション以和貴苑	小原3106番地	会ケアサービス	小原3106番地		12月1日		
デイサービス茶	曽於郡大崎町持	株式会社ハッピ	曽於郡大崎町持	松波 明子	平成29年	通所介護	
の木	留1211番地5	ーサポート	留1167番地4		1月13日		

鹿児島県告示第49号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により,次のとおり指定居宅介護 支援事業者として指定した。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業所		北 安 左 日	T 18 -2		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
指定居宅介護支	鹿屋市串良町下	株式会社以和貴	鹿屋市串良町下	西丸 昭彦	平成28年	居宅介護
援事業所さくら	小原3106番地	会ケアサービス	小原3106番地		12月1日	支援
んぼ						

鹿児島県告示第50号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業	美 所	指定介	護予防サービス事業者		虚	11. 18 =
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
訪問看護ステー	鹿屋市串良町下	株式会社フミン	鹿屋市串良町下	西丸 重晴	平成28年	介護予防
ション以和貴苑	小原3106番地	ケアサービス	小原3106番地		11月30日	訪問看護

鹿児島県告示第51号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業 所		申 請 者		指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	日日	の種類
訪問看護ステー	鹿屋市串良町下	株式会社以和貴	鹿屋市串良町下	西丸 昭彦	平成28年	介護予防
ション以和貴苑	小原3106番地	会ケアサービス	小原3106番地		12月1日	訪問看護
デイサービス茶	曽於郡大崎町持	株式会社ハッピ	曽於郡大崎町持	松波 明子	平成29年	介護予防
の木	留1211番地5	ーサポート	留1167番地4		1月13日	通所介護

鹿児島県告示第52号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成28年度地籍調査事業計画(平成28年4月26日鹿児島県告示第491号をもって公示)の一部を平成29年1月10日付けで次のとおり変更した。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行う			7-17-1	変更の内容	
	調査地域	調査期間	* = + =		
者の名称			変更事項	変更前	変更後
西之表市	西之表市西之表, 安城	平成28年4	調査地域	西之表市西	西之表市西
	及び桜が丘の各一部	月1日から		之表及び安	之表,安城
		平成29年3		城の各一部	及び桜が丘
		月31日まで			の各一部
奄美市	奄美市笠利町大字用,	平成28年4	調査地域	奄美市笠利	奄美市笠利
	笠利町大字和野, 名瀬	月1日から		町大字用,	町大字用,
	大字根瀬部, 名瀬大字	平成29年3		笠利町大字	笠利町大字
	西仲勝, 名瀬長浜町,	月31日まで		和野, 名瀬	和野, 名瀬
	住用町大字川内, 住用			大字根瀬	大字根瀬
	町大字役勝, 住用町大			部, 名瀬大	部,名瀬大
	字東仲間, 住用町大字			字西仲勝,	字西仲勝,
	市及び住用町大字摺勝			住用町大字	名瀬長浜
	の各一部			川内, 住用	町, 住用町
				町大字役	大字川内,
				勝,住用町	住用町大字
				大字東仲	役勝,住用
				間,住用町	町大字東仲
				大字市及び	間,住用町
				住用町大字	大字市及び
				摺勝の各一	住用町大字
				部	摺勝の各一
				цβ	部
瀬戸内町	 瀬戸内町節子,勝能,	平成28年4	調査地域	瀬戸内町節	瀬戸内町節
NEA LIET	古志,嘉入,諸鈍,勝	十成20十4 月1日から	州县地域	子,勝能,	子,勝能,
	古心,	平成29年3		古志,嘉	古志,嘉
	個, 門不石, 百二座, 阿室釜及び嘉徳の各一	平成29年3 月31日まで		_白 芯 , 新 入,諸鈍,	·
	門主金及い新徳の各一 部	月 31 日 ま C			入,諸鈍,
	可し			勝浦,阿木	勝浦,阿木
				名,古仁屋	名, 古仁
				及び阿室釜	屋,阿室釜
				の各一部	及び嘉徳の
					各一部

鹿児島県告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年1月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	飯野	松山	都城	曽於市	末吉	町南	之郷	字檍山	前	13.5~18.3	328.0
	線			4807番	3 地	先か	ら同	市末吉	後	13.5~36.6	366. 7
				町南之	郷字	小塚	2471	番2地	後	13.5 \sim 18.3	328. 0
				先まで							

鹿児島県告示第54号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお,供用の開始の区間を表示した図面は,平成29年1月20日から2週間,鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

曲 日 日	1 I Kn 🛨	一一国制
一声 冗语	- 島県知事	三反園訓

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			り 朔 日
県道	飯野松山都城線	曽於市末吉町南之郷字檍山4807番3地先から同市末	平成29年
		吉町南之郷字小塚2471番2地先まで	1月20日

鹿児島県告示第55号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお,供用の開始の区間を表示した図面は,平成29年1月20日から2週間,鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊集院日吉線	日置市伊集院町郡字新山田82番1地先から同市伊集 院町郡字井手ノ原4番1地先まで	平成29年 1月20日

始良·伊佐地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年1月20日

始良·伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業	業 所		指定年月	障害福祉		
名 称 所在地		名 称	主たる事務所の 代表者の氏		指足年月 日	サービス
2H 40	// IL 20	√D 4/1,	所在地	名		の種類
e ワーカーズ	霧島市隼人町見	特定非営利活動	霧島市隼人町見	紙屋久美子	平成29年	就労継続
	次254番地6	法人 e ワーカー	次254番地6		1月5日	支援 A 型
		ズ鹿児島				

姶良 · 伊佐地域振興局告示第2号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年1月20日

姶良·伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年	申請者の住所及び		指	定	道	P	各	
月日	名称並びに代表者	位	置		延	長	幅	員
月日	の氏名	11/.	匡 .		(メー	トル)	(メー	-トル)
平成28年	鹿児島市高麗町10	姶良市平松	字下山口	5171		113. 44	6.05	$5\sim 6.17$
12月27日	番24号	番1,5179	番3,5	180番				
	株式会社中央不動	11及び8230	番1並ひ	に字				
	産販売	山口8200番	1の一部	3				

鹿	児	島	県	公	報	

熊毛支庁告示第1号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年1月20日

熊毛支庁長 寺園直喜

	1	1				
指定の年	申請者の住所及び		指	定	道	各
		/ / -	巫		延長	幅 員
月日	氏名	位	置		(メートル)	(メートル)
平成28年	東京都江東区平野	西之表市西	之表字中さ	2野	33.90	4.10~4.12
12月27日	三丁目5番13-	16329番44				
	705号					
	村田シエ子					
	神奈川県川崎市中					
	原区井田二丁目31					
	番15号大石ハイツ					
	101					
	岩坪正明					
	北海道札幌市厚別					
	区厚別東五条二丁					
	目6番5号					
	野地久美子					
L	1				l	

公告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年1月20日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年1月20日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス樋脇店

薩摩川内市樋脇町塔之原字小野原10821番1 外9筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び 住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年9月7日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,539平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北東側及び南東側 63台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側 19台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側 84平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北西側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前9時
 - イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 箇所 建物敷地北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 7 届出年月日

平成29年1月6日